『教育学研究科紀要』刊行規程

- 第 1 条 教育学研究科は、『教育学研究科紀要』(以下、紀要という)を毎年1回年度末に刊行する。
- 第2条 紀要の編集・刊行については、教育学研究科長を責任者とする。
- 第3条 教育学研究科長は、各専攻所属の教員各1名を紀要刊行委員として任命する。紀要刊行委 員の任期は2年とする。委員長は紀要刊行委員の中から選出する。
- 第4条 論文執筆者の資格は、原則として教育学研究科運営委員とする。教育学研究科学生も、教育学研究科運営委員との連名に限って執筆することができる。教育・総合科学学術院の助教および助手についても、指導教員との連名に限って執筆することができる。
- 第5条 各冊ごとに、一人あたり執筆できる論文数は1本とする。ただし、共同執筆の論文がある 場合は次の規程に従って2本まで可能とする。
 - 一) 筆頭執筆者と筆頭執筆者でない共同執筆者とで業績評価を異にする学問分野の場合
 - (1)「単独執筆者としての論文1本」と「筆頭執筆者でない共同執筆の論文1本」
 - (2)「筆頭執筆者としての共同執筆の論文1本|と「筆頭執筆者でない共同執筆の論文1本|
 - (3)「筆頭執筆者でない共同執筆の論文2本|
 - 二) 筆頭執筆者と筆頭執筆者でない共同執筆者とで業績評価に差がない学問分野の場合
 - (1)「単独執筆者としての論文1本|と「共同執筆の論文1本|
 - (2)「共同執筆の論文2本」
- 第6条 教育学研究科長は、提出された論文掲載の可否を定めるため、刊行委員会を招集する。
- 第7条 刊行委員会が別に定める日をもって論文受理日とし、それを各論文に付記する。
- 第8条 紀要の発行部数および配布先は、次のとおりとする。
 - 一) 発行部数 900 部内外
 - 二)配布先
 - (1) 各執筆者 2部および抜き刷り 50部
 - (2) 教育学研究科教員 教育学研究科学生。配布を希望する教育学部の教員・助手
 - (3) 学内機関および研究科長等(別に定める)
 - (4) 学外機関等(別に定める)
- 第9条 本紀要に掲載された論文, 抄録の著作権は教育学研究科に帰属する。 執筆者自身が自分の論文を利用する場合には教育学研究科に事前に申し出ること。
- 第10条 本紀要に掲載された論文・抄録は、PDF 化のうえ、早稲田大学図書館が運営する「早稲田大学リポジトリ」にて保存および Web 上で公開する。その際、Web では無償にて公開するものとする。
- 第11条 本紀要に掲載された論文, 抄録は, 掲載誌発行日より1年を経過したものに限り, 執筆者 の所属する大学等の機関リポジトリへの掲載については、これを妨げないものとする。ま

た,執筆者の所属する大学等は掲載の許諾を求める必要はないものとする。但し、その際には出典(論文誌名,巻号,頁,出版年)を明記しなければならない。

以上

(施行, 改分	定履歴) ———	
1990. 6.26	研究科委員会	施行
1994. 3. 3	研究科委員会	改定
1996. 5.28	研究科委員会	改定
1998. 6.23	研究科委員会	改定
2003. 5.27	研究科委員会	改定
2007. 6.26	運営委員会	改定
2013. 5.28	運営委員会	改定
2013.10.22	運営委員会	改定
2018. 4.24	運営委員会	改定
2022. 1.25	運営委員会	改定

『教育学研究科紀要』執筆規程

1. 執筆者の範囲

原則として次のいずれかに該当する者とする。

- (イ)教育学研究科運営委員
- (ロ)教育学研究科学生。ただし、教育学研究科運営委員との連名に限る
- (ハ) 教育・総合科学学術院の助教および助手。ただし、指導教員との連名に限る
- (二) 上記のほか、教育学研究科長が認める者

2. 論文の長さ

原稿は原則として A4 判とし、電子ファイルで作成すること。また、書式および制限は次のとおりとする。

- (イ) 邦文の場合
 - ① 縦書きの場合は、上下 2 段組。1 ページあたり各段 1 行 31 字、22 行。注記(本文と同じポイントを使用のこと)も含め 15 ページ以内とする。
 - ② 横書きの場合は1ページあたり1行44字,34行とし,注記(本文と同じポイントを使用のこと)も含め14ページ以内とする。

2 段組の場合は 1 ページあたり 各段 1 行 21 字, 34 行。注記 (本文と同じポイントを使用のこと) も含め 14 ページ以内とする。

- (ロ) 欧文の場合は、Times New Roman 12pt を使用し、1ページ 35 行。注記(本文と同じポイントを使用のこと)も含め 20 枚以内とする。
- 3. 図表・写真の取り扱い
 - (イ) 図表は原則として黒色で作成すること。
 - (ロ)必要に応じて図表・写真とも倍率を明示すること。
 - (ハ) 図表・写真とも原稿中にその挿入場所を明示すること。
 - (二) 図表・写真とも論文中に占めるスペースに応じて相当枚数を算出し、これを原稿枚数に算入すること。

4. 校正

- (イ) 執筆者による校正は、2 校までとする。
- (ロ) 校正途中での字句の追加・削除は、できるだけ避けること。
- (ハ) 校正稿は、印刷業者から執筆者に原則としてメールで送付される。校正したものを返却期限 内にメールで直接返却すること。

なお、事情によりメールでの校正ができない場合はこの限りではない。

5. 投稿申し込み

投稿申込書を所定期日までに電子メールで、以下送付先に提出すること。

送付先: kyoukenkiyo-teishutsu@list.waseda.jp

6. 原稿提出

原稿と執筆者カードを所定期日までに電子メールで、以下送付先に提出すること。

送付先: kyoukenkiyo-teishutsu@list.waseda.jp

7. その他

教育・総合科学学術院本属の教育学研究科運営委員会構成員である専任教員・特任教授の定年退職者(以下,「退職者」という。)の略歴および業績を,原則として退職者の作成したデータを得て掲載する。ただし,退職者から略歴および業績の作成を辞退したい旨の申し出があった場合には,教育学研究科紀要刊行委員会で略歴のみ作成し,退職者の確認を経て掲載する。

※本紀要では査読はいたしません。

以上

(施行,改定履歷)
1999. 2.23 (2.改定)
2013.10.22 運営委員会 改定
2016.11.22 運営委員会 改定
2018.11.27 運営委員会 改定
2021. 7.27 運営委員会 改定
2022. 1.25 運営委員会 改定
2023.11.28 運営委員会 改定
2023.12.19 運営委員会 改定